

農地所有適格法人の要件に係る事項

1 事業の状況

(1) 事業の種類

区 分	農 業		左記農業に該当しない 事業の内容	備 考
	生産する農畜産物	関連事業等の内容		
現在 〔実績又は 見込み〕	米	米粉パンの製造	農業技術の技能講習	
権利取得後 (予定)	同上	同上	同上	

(2) 売上高

年 度	農 業	左記農業に該当しない事業	備 考
3 年前 (実績)	千円 6,700	千円 200	
2 年前 (実績)	6,800	200	
1 年前 (実績)	7,200	200	
申請日の属する年 (実績又は見込み)	7,800	200	
2 年目 (見込み)	7,900	200	
3 年目 (見込み)	7,900	200	

2 構成員全ての状況〔組員名簿又は株主名簿の写しを添付する。なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成 14 年法律第 52 号）第 5 条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付する。〕

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	住所又は主たる 事務所の所在地	国籍等	在留資 格又は 特別永 住者	議決権 の 数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況 権利設定・移転 年間農業従事日数				
					農地等の提供 面積 (㎡)		農業への年間従 事日数		農作業 委託 の内容
					権利の 種類	面積	直近実績	見込み	
船橋 米二郎	西船 1 0 丁目 1 0 番 1 0 号	日本		5 0	所有権	10,000	300 日	300 日	農作業 全般
宮本 蔵造	西船 1 1 丁目 1 1 番 1 1 号	日本		3 0	賃借権	5,000	250 日	250 日	農作業 全般
本町 万作	西船 1 2 丁目 1 2 番 1 2 号	日本		1 0			30 日	330 日	乾燥・粃 すり

議決権の数の合計	90
農業関係者の議決権の割合	75%

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 300日

(2) 農業関係者以外の者（(1)以外の者）

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数
(株)本町パン	西船13丁目13番13号	日本		10
西船 次郎	西船14丁目14番14号	日本		10
湊 町子	西船15丁目15番15号	日本		10

議決権の数の合計	30
農業関係者以外の者の議決権の割合	25%

3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏 名	住 所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間従事日数			
							必要な農作業への 年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み
船橋 米二郎	西船10丁目 10番10号	日本		代表取締役	300日	300日	300日	300日
宮本 蔵造	西船11丁目 11番11号	日本		取締役	250日	250日	250日	250日
本町 万作	西船12丁目 12番12号	日本		取締役	100日	100日		

4 重要な使用人の農業への従事状況

氏 名	住 所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間従事日数			
							必要な農作業への 年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含む。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
 - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - エ 農業生産に必要な資材の製造
 - オ 農作業の受託
 - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「1 (1) 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の 50% を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も 50% を超えない場合には、粗収益の多いものから順に 3 つの農畜産物の名称を記載する。
- 3 「1 (2) 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載する。

「1 年前」から「3 年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前 3 事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合は空欄）、「申請日の属する年」から「3 年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする 3 事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載する。
- 4 「2 (1) 農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第 5 条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載する。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載する。
- 5 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「2 (1) 農業関係者」の「農地等の提供面積 (㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載する。
- 6 2 の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等並びに 3 の国籍等並びに 4 の国籍等の各欄については、所有権を移転する場合のみ記載してください（ただし、2 の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主又は出資の総額の 100 分の 5 以上に相当する出資をしている者に限る。）。

国籍等は、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

なお、4 については、3 の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則年間 150 日以上）であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第 8 条に規定する日数（原則年間 60 日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。